

平成18年度は 固定資産の評価替えの年

今年、固定資産（土地・家屋）の評価額を3年に一度見直す評価替えの年にあたります。このため、市内全域のすべての土地・家屋の評価額を見直しました。



土地の評価替え
土地の評価替えは、平成17年1月1日を価格調査基準日として、田・畑・宅地など、すべての地目で評価額を見直しました。今回の評価替えは、3年ごとの基準年度によるものですが、平成9年度以降は近年の地価下落に対応するため、宅地などは、毎年評価額の修正を行っています。宅地の評価替えについては、まず価格調査基準日の地価公示相当額の7割をめどに評価額を算定し、さらに、基準日から平成17年7月1日までの半年間の地価の変動分を評価額に反映させる修正を行いました。

この結果、評価額はこれまで下落傾向にありましたが、その下幅は縮小しつつあり、一部地域では、見直しにより評価額が上がっている所もあります。



家屋の評価替え

家屋の評価替えについても3年に一度行っています。家屋の評価額は、評価対象の家屋とまったく同じものを新築するとした場合にかかる建築費を計算し、その額に建築後の経過年数に応じて家屋が古くなった分の補正をかけて求めています。今回の評価替えでは、平成16年1月時点での価格を建築費の再計算の基準としています。近年、建築資材価格などが下落

傾向にあり、前回の評価替え（平成15年度）から3年が経過し、減価などもあることで、全体に評価額が下がっています。ただし、建築後25年以上経過しているような家屋は、評価額が下がらない場合もあります。

借地・借家人も該当資産の閲覧・証明書交付申請が行えます

課税台帳（名寄せ帳）の閲覧または評価証明書の交付申請は、その資産の所有者のほか、借地・借家人も、その賃借の対象となる資産について、課税台帳の閲覧・評価証明書の交付申請ができます。

借地・借家人の方が、課税台帳の閲覧または評価証明書の交付申請を行うには、賃借人であることが証明できるもの（賃借の対象となる資産が明記された賃貸借契約書など）の提示が必要です。事前に準備ください。

路線価図・標準宅地図を公開

宅地評価の基礎となる路線と標準宅地の位置を示した図面およびその単価は、年間を通して閲覧できますので、市税務課資産税係窓口でお申し出ください。

課税明細書・納税通知書の 発送は旧市町単位で

固定資産税賦課基準日が市町合併前の1月1日となるため、平成18年度の「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」は旧市町単位で作成します。このため、旧市町区域にまたがって資産をお持ちの方は、別々に納税通知書などが送付されます。

固定資産税・評価替えのお問い合わせは、市税務課資産税係《市役所本館1階》（☎656523）へ。

申込期間 4月14日（金）～21日（金）

応募方法 当日消印有効

往復はがきに、住所、氏名（法人名）、電話番号、年齢（個人の

場合・平成18年3月31日時点）、購入希望価格、勤務先（市外の方）を記入し、市財政課に郵送

くわしくは、市内の公共施設などで配布するパンフレットまたは市ホームページで。

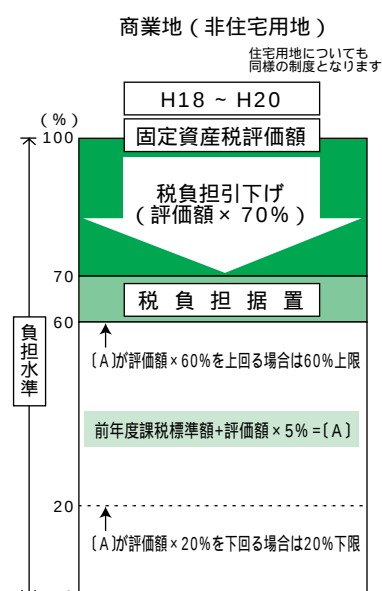
お申込みは、〒526-8501（住所不要）長浜市財政課（☎6506）へ。

税制が変わります —土地の税負担の調整措置—

固定資産税の算出には、土地や家屋の評価額のほかに税額算定のもとになる課税標準額があり、税額はこの課税標準額に税率をかけて算出しています。

このうち、土地については、これまで前年度課税標準額の今年度評価額に対する割合（負担水準）に応じて税負担がなだらかに上昇するように、逆に税の負担水準が高い土地は、引き下げまたは据え置いて、税負担の均衡化を図ってきました。

しかし、こうした負担調整措置では、水準を合わせるのに30年以上の期間が必要となるため、本年の評価替え年を基準に税制改正が行われ、負担水準の均衡化がより促進されることとなります。そのため、負担水準の低い土地は、平成17年度課税標準額に平成18年度評価額の5%が上乘せされ、税負担が増えることがあります。



住民参加型ミニ市場公募債 「きらり長浜市民債」を発行

きらり長浜市民債とは、市債の購入を通じて市民の市政への参画を目的に、全国的な広がりをみせている住民参加型ミニ市場公募債をいいます。

長浜市では、今回が、第1回目の発行となり、長浜南小学校の改築に活用します。たくさんのご応募をお待ちしています。



長浜南小学校の完成予想図

発行の概要

発行金額 1億円

(発行価格…100円につき100円)

発行日 平成18年5月30日（火）

発行利率 4月中旬に決定

(発行時の国債利回り等を参考)

償還方法 5年満期一括償還

償還日 平成23年5月30日

利払方法 年2回（11月・5月）

取扱金融機関 滋賀銀行

購入対象者

市内在住・在勤の個人

平成18年3月31日時点の成年者

市内に営業所がある法人

購入額 購入限度額 200万円

購入単位 1万円